

公益財団法人鹿児島市国際交流財団役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

平成26年4月1日

規 程 第 1 号

平成27年4月一部改正

平成29年6月一部改正

平成30年6月一部改正

平成31年4月一部改正

令和 2年4月一部改正

令和 2年6月一部改正

令和 4年6月一部改正

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島市国際交流財団（以下「財団」という。）の定款第18条第3項及び第35条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、財団を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、前号以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、その名称のいかんを問わず、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交際費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬)

第3条 常勤役員に対して、次の表に定める報酬を支給する。

区分	報酬等の額（月額）
理事長	289,700円
常務理事	282,100円

2 常勤役員が月の中途において就任し、又は退職し、若しくは失職した場合における報酬

の額は、公益財団法人鹿児島市国際交流財団職員給与規程（平成26年規程第2号。以下「給与規程」という。）を準用し、日割計算によるものとする。

3 非常勤役員及び評議員に対し、職務に従事した日1日に付き1万円の報酬を支給する。

（賞与）

第3条の2 賞与は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員で、次に掲げる要件をすべて満たすものに対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

(1) 賞与の支給される年度の前年度に60歳に達している者

(2) 賞与の支給される年度の前年度の末日に特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に達していない者

2 賞与の額は、月額報酬に100分の112.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。（令4規程15・一部改正）

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 2か月以上3か月未満 100分の30

(5) 2か月未満 100分の20

3 前項の在職期間の算定については、欠勤した日数を除算する。

4 非常勤役員及び評議員には、賞与は支給しない。

（退職手当）

第3条の3 役員等には、退職手当は支給しない。

（報酬等の支給方法等）

第4条 常勤役員に対する報酬等の支給日、支給方法、報酬等から控除する額等支給に関する詳細は、給与規程を準用する。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、職務に従事した日に現金で支払うものとする。なお、支給に関する詳細は給与規程を準用する。

（費用）

第5条 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給し、その取扱いについては、給与規程を準用する。

- 2 役員等が財団の用務のため旅行したときは、費用を支給する。
- 3 前項の規定により支給する費用の額及び支給方法は、公益財団法人鹿児島市国際交流財団旅費規程（平成26年規程第4号）による。

（公表）

第6条 財団は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表する。

（改正）

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行うものとする。

（補則）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定める。

付 則

この規程は、財団の設立登記の日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、評議員会の議決の日から施行する。
- 2 改正後の公益財団法人鹿児島市国際交流財団役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程第3条、第3条の2及び第4条の規定は平成29年6月1日から適用する。

付 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、評議員会の議決の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公益財団法人鹿児島市国際交流財団役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程第3条の2第2項の規定は平成30年6月1日から適用する。

付 則

（施行期日等）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、評議員会の議決の日から施行する。
- 2 改正後の公益財団法人鹿児島市国際交流財団役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程第2条、第3条、第3条の2、第4条及び第5条の規程は令和2年6月1日から適用する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、評議員会の議決の日から施行する。
- 2 改正後の公益財団法人鹿児島市国際交流財団役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程第3条の2の規定は令和4年6月1日から適用する。